

埋立施設維持管理計画

<p>施設・設備の点検等の項目、方法及び頻度</p>	<p>(1) 囲い・門扉 ・日常点検し、みだりに人が立ち入るのを防止する。 ・囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修する。 ・門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠する。</p> <p>(2) 表示 ・立札は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。 ・立札が破損した場合は、直ちに補修する。</p> <p>(3) えん堤 ・日常点検し、損壊の恐れがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 遮水工 ・日常点検し、破損の恐れがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。 ・遮水シートの表面に穴・亀裂等が発生した場合は、直ちに補修する。</p> <p>(5) 地下水採取設備 ・日常点検し、常に外部からの汚染の恐れがなく、採水が可能な状態にしておく。</p> <p>(6) 雨水集排水設備 ・日常点検し、側溝に堆積した土砂等の速やかな除去を行う。</p> <p>(7) 保有水等集排水設備 ・日常点検し、破損の恐れがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。 ・目詰まり等により集水機能の低下が認められた場合には、集排水管の洗浄等の機能を確保するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>豪雨時の措置</p>	<p>豪雨時は、各施設・設備の点検を行う。また、異常時に備え廃棄物の流出を防ぐための重機の整備、土のうの配備等の対策を講じる。</p>
<p>異状時の措置等</p>	<p>地震が発生した場合には各施設・設備の点検を行う。また、異常時に備え廃棄物の流出を防ぐための重機の整備、土のうの配備等の対策を講じる。</p>
<p>放流水又は浸透水の水質等について周辺地域の生活環境保全のために達成することとした数値</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令による基準値（別表1参照）</p>

<p>埋立地周縁地下水の水質検査の項目，方法，頻度，測定箇所数等</p>	<p>(1) 埋立地周縁の2ヶ所以上の地下水採取設備で採取した地下水の水質検査を次により行い，かつ記録することとする。</p> <p>①地下水検査項目 1年に1回以上 ②ダイオキシン類 1年に1回以上 ③電気伝導度及び塩化物イオン 1月に1回以上</p> <p>(2) 水質検査の方法は，下表に掲げる方法による。</p> <table border="1" data-bbox="560 423 1378 792"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水検査項目</td> <td>別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法</td> </tr> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>JIS K0101の12に定める方法</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>JIS K0101の32に定める方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には，速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録することとする。</p> <p>(4) 地下水水質の悪化が認められた場合は，その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとする。</p>	項目	測定方法	地下水検査項目	別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法	ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法	電気伝導率	JIS K0101の12に定める方法	塩化物イオン	JIS K0101の32に定める方法
項目	測定方法										
地下水検査項目	別表1の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法										
ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法										
電気伝導率	JIS K0101の12に定める方法										
塩化物イオン	JIS K0101の32に定める方法										
<p>放流水の水質検査の項目，方法，頻度，測定箇所数等</p>	<p>(1) 当処分場の浸出液の処理は手稲水再生プラザで行っているため，当該処理場の放流水の水質検査を次により行い，かつ記録することとする。</p> <p>ア 排水基準等に係る項目（ウに規定する項目を除く） 1回／年以上 イ ダイオキシン類濃度 1回／年以上 ウ pH，BOD，COD及びSS 1回／月以上</p> <p>(2) 水質検査の方法は，下表に掲げる方法による。</p> <table border="1" data-bbox="560 1355 1378 1760"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水基準等の項目</td> <td>昭和49年6月環境庁告示第64号（排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定方法	排水基準等の項目	昭和49年6月環境庁告示第64号（排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法	ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法				
項目	測定方法										
排水基準等の項目	昭和49年6月環境庁告示第64号（排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法										
ダイオキシン類	平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法）に定める方法										
<p>その他施設の維持管理に関する事項</p>	<p>(1) 施設の清潔保持・衛生管理のため，場内，場外搬入道路及び周辺の清掃を定期的に，また必要に応じて実施することとする。</p> <p>(2) 日常の搬入・搬出作業においては，車両の清潔保持，飛散・悪臭発生・汚水流出の防止，安全走行に努めることとする。</p> <p>(3) 埋立作業においては，埋立機材の騒音対策，覆土の徹底による飛散・悪臭発生・衛生害虫・ねずみ等の抑制に努めることとする。</p> <p>(4) 周辺環境の保全を維持するために，定期的な場内・外のパトロールを実施する。</p>										

別表1 地下水検査項目と測定方法

項 目	基 準	測 定 方 法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102の55
鉛	0.01mg/L以下	JISK0102の54
六価クロム	0.05mg/L以下	JISK0102の65.2
ひ素	0.01mg/L以下	JISK0102の61.2又は61.3
全シアン	検出されないこと。	ア)JISK0102の38.1.2及び38.2又は、イ)38.1.2及び38.3
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2
シス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.1
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2
ベンゼン	0.01mg/L以下	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2
セレン	0.01mg/L以下	JISK0102の67.2又は67.3

(備考)

- 1 「公共用水域告示」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」をいうものであること。
- 2 「測定方法」の欄には、測定方法が定められている日本工業規格の番号又は該当告示の付表の番号を示していること。

別表2 排水基準等に係る項目の基準と測定方法

項目	許容限度	測定方法
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L	日本工業規格(以下「JIS」という。)K0102 の 55 (ただし 55.1 にあっては 55 の備考 1 の操作を行うこと。)
シアン及びその化合物	シアン 1mg/L	①JISK0102 の 38.1.2 及び 38.2 又は, ②38.1.2 及び 38.3
有機りん化合物 (パラチオン, メルパ ラチオン, メルジ プトン及び EPN に限る。)	1mg/L	①排水基準告示付表 1 又は, ②パラチオン, メルパ ラチオン若しくは EPN にあっては JISK0102 の 31.1 (ガスクロ マトグラフ法を除く。), メルジプトンにあっては付表 2
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	JISK0102 の 54(ただし次の操作必要) ①54.1 にあっては 54 の備考 1 の操作 ②54.3 にあっては 54 の備考 3 の操作
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	JISK0102 の 65.2.1(着色試料又は六価クロムを還元 する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっ ては 65 の備考 15 の b) (第 1 段を除く。)及び 65.1 に 定める方法)
ひ素及びその化合物	ひ素 0.1mg/L	JISK0102 の 61
水銀及びアルキ ル水銀その他の 水銀化合物	水銀 0.005mg/L	水質環境基準告示付表 1
アルキル水銀化 合物	検出されないこと。	水質環境基準告示付表 2 及び排水基準告示付表 3
P C B	0.003mg/L	JISK0093 又は水質環境基準告示付表 3
トリクロロエチ レン	0.3mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエ チレン	0.1mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
ジクロロメタン	0.2mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
四塩化炭素	0.02mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエ タン	0.04mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
1,1-ジクロロエ チレン	0.2mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
シス-1,2 ジクロ ロエチレン	0.4mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1
1,1,1-トリクロ ロエタン	3mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロ ロエタン	0.06mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプ ロペン	0.02mg/L	JISK0125 の 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1
チウラム	0.06mg/L	水質環境基準告示付表 4 (ただし, 前処理における 試料の量は, 溶媒抽出, 固相抽出いずれの場合につ いても 100mL とする。)

項 目	許容限度	測 定 方 法
シマジン	0.03mg/L	水質環境基準告示付表5の第1又は第2（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
チオベンカルブ	0.2mg/L	水質環境基準告示付表5の第1又は第2（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100mLとする。）
ベンゼン	0.1mg/L	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2又は5.4.2
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L	JISK0102の67
ほう素及びその化合物	10mg/L	JISK0102の47又は水質環境基準告示付表7に掲げる方法
ふっ素及びその化合物	8mg/L	JISK0102の34.1方法又は規格三十四・一C（注（6）第三文を除く。）に定める方法及び告示付表六に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.7を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはJISK0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつてはJISK0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつてはJISK0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えてJISK0102の43.2.1(C)12及びC)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3(C)7)及びC)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下	JISK0102の12.1
BOD	60mg/L	JISK0102の21
COD	90mg/L	JISK0102の17
浮遊物質	60mg/L	水質環境基準告示付表6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/L	排水基準告示付表4
フェノール類含有量	5mg/L	JISK0102の28.1
銅含有量	3mg/L	JISK0102の52.2、52.3、52.4又は52.5
亜鉛含有量	5mg/L	JISK0102の53
溶解性鉄含有量	10mg/L	JISK0102の57.2、57.3又は57.4

項 目	許容限度	測 定 方 法
溶解性マンガ 含有量	10mg/L	JISK0102 の 56. 2, 56. 3 又は 56. 4 又は 56. 5
クロム含有量	2mg/L	JISK0102 の 65. 1
ふっ素含有量	15mg/L	JISK0102 の 34
大腸菌群数	日間平均 3, 000 個/ c m ³	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚生 省・建設省令第 1 号)
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	JISK0102 の 45. 1 又は 45. 2
りん含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	JISK0102 の 46. 3
ダイオキシン類	10pg-TEQ/mL	JISK0312

(備考)

- 1 「排水基準告示」とは、昭和 4 9 年 9 月環境庁告示第 6 4 号（排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法）をいうものであること。
- 2 「水質環境基準告示」とは、昭和 4 6 年 1 2 月環境庁告示第 5 9 号（水質汚濁に係る環境基準について）をいうものであること。
- 3 「測定方法」の欄には、測定方法が定められている日本工業規格の番号又は該当告示の付表の番号を示していること。